

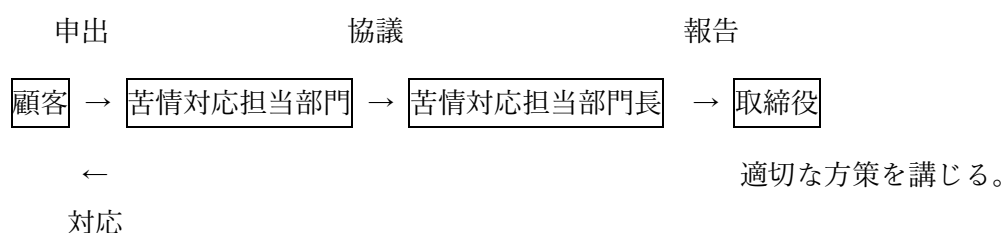
金融ADR制度の対応について

当社は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）として、以下のとおり、苦情処理措置・紛争解決措置を講じております。

1 苦情処理措置

(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情のお申出に対して、誠意をもって公正、迅速かつ的確な処理をするよう努めております。

苦情解決に向けての一般的な流れは、次のとおりです。



(2) 当社の苦情等の申出先の窓口は、以下のとおりです。

当社窓口

株式会社イザナギマネジメント 関東財務局長（金商）第2592号

管理部 TEL：03-6229-4015

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル22F

受付時間 午前9時00分～午後6時00分（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

また、当社が加入しております一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会は、次の団体に対し、苦情の解決についての業務を委託しており、次の団体は、お客様からの苦情を受け付けております。次の団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。

<特定非営利活動法人証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル：全国共通）

受付時間：午前9：00～午後5：00（土日祝日、12月31日～1月3日を除きます）

2 紛争解決措置

当社は、金融商品取引法に規定される紛争解決措置として、第二種金融商品取引業務及び投資助言・代理業務ともに、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談セ

ンターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしております。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申し出ください。